

契約タイプと補償内容

携行品損害補償特約（時価額補償型）、通院保険金支払限度日数短縮特約（30日限度）、賠償事故の解決に関する特約、保険契約の自動継続に関する特約 等セット

保険期間 1年 / 2024年4月1日以降保険始期契約用

プラン		ダイバーズ		スーパーダイバーズ	
補償内容/保険金額					
職種級別 ^{※1}		A級職	B級職	A級職	B級職
保険料 (契約タイプ)	一時払	13,370円 (D34)	18,470円 (D35)	32,210円 (S34)	45,510円 (S35)
	月払	—		2,930円 (S74)	4,160円 (S75)

保険金額 (ご契約金額)	ケガの補償	死亡保険金	331.3万円	333.8万円	1,053万円
		後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約13.2万円 ~331.3万円	約13.3万円 ~333.8万円	約42.1万円 ~1,053万円
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	2,000円		5,000円	
	手術保険金 (1事故につき1回)	2万円・1万円 (入院中・入院中以外)		5万円・2.5万円 (入院中・入院中以外)	
	通院保険金日額 (1事故につき30日限度)	1,000円		2,000円	
	携行品損害補償 ^{※2} (自己負担額:3,000円)(保険期間を通じて)	20万円限度		50万円限度	
	個人賠償責任補償 ^{※2} (1事故につき)	1億円限度		1億円限度	
	レンタル用品賠償責任補償 ^{※2} (自己負担額:※3)(保険期間を通じて)	20万円限度		20万円限度	
	キャンセル費用補償 ^{※2} (自己負担額:※4)(保険期間を通じて)	40万円限度		50万円限度	
	救援者費用等補償 ^{※2} (保険期間を通じて)	200万円限度		200万円限度	

- ※1 このプランは保険の対象となる方の職種によって保険料が異なりますので、ご注意ください。
職種級別については下記〈職種級別表〉にてご確認ください。
- ※2 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはありません。
- ※3 自己負担額は1事故につき3,000円または損害賠償金額の20%相当額のいずれか高い額となります。
- ※4 自己負担額は1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%相当額のいずれか高い額となります。
- ※5 時価額*での補償となります。
- * 保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額

職種級別表	A級職	B級職
主な職業	教員、医療従事者、税理士、事務従事者、販売従事者、金属製造加工作業者、自動車整備・修理工、理容・美容師、調理師、家事従事者、学生 など	農林作業員、漁業作業員、バス運転手、タクシー運転手、貨物自動車運転者、建設作業員、土木作業員、製材工 など

2024年4月1日以降
補償開始契約用

ダイバーズ

AIG損保の傷害総合保険

ダイビングをはじめスポーツ中や日常生活などの
ケガやアクシデントを幅広く補償する、
アクティブなダイバー向けの保険です。



ころんでケガをした
〈ケガの補償〉

24時間
補償

国内外※
補償

※レンタル用品賠償の補償
については国内で賃借し
た用品に限ります



岩場で転んで
ドライスーツが破れた
〈携行品損害補償〉

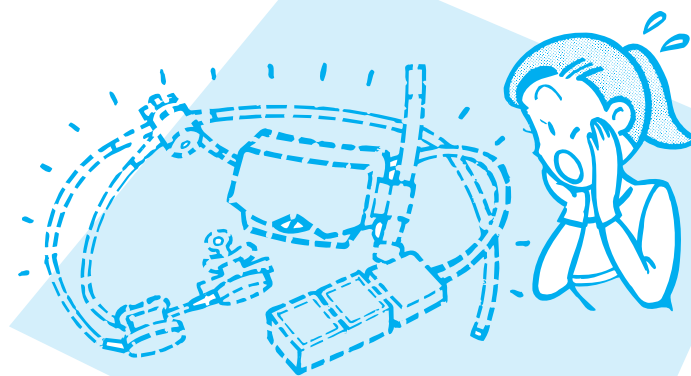


示談交渉
サービス付
(国内のみ)

バックエントリーで人の上に
落ちて、ケガを負わせた
〈個人賠償責任補償〉



うっかりカメラを水没させて、
壊してしまった 〈携行品損害補償〉



器材を盗まれた
〈携行品損害補償〉

2024年3月版

お役立ち例

個人賠償責任補償



自宅マンションにて洗濯機から水漏れ。
階下には薬局があり、
商品が使い物にならなくなってしまいました。
原因はホースが外れてしまっていたことでした。

★この事故で支払われた保険金は 1,150,950円

個人賠償責任補償

帰宅し、門の扉を閉めようとしたところ、飼い犬が外へ。
通行人の足に噛みついてしまい、ケガをさせた上、
ズボンにも穴をあけてしまいました。

★この事故で支払われた保険金は 29,840円

ケガの補償



スキー中に転倒し左膝を剥離骨折してしまいました。
18日間入院し手術、退院後10日間通院しました。

★この事故で支払われた保険金は
 入院保険金 36,000円(2,000円×18日)
 手術保険金 20,000円
 通院保険金 10,000円(1,000円×10日)
 合計：66,000円
 ※ダイバーズプランでの補償

携行品損害補償

歩行中、ズボンのポケットからコンパクトデジタルカメラを
取り出したところ、道路に落としてしまい、
液晶モニターを破損してしまいました。

★この事故で支払われた保険金は
 9,800円
 (自己負担額3,000円)

個人賠償責任補償

ダイビング後の船上にて、船がゆれた時に、
人にぶつかってしまいました。
相手はダイビングコンピューターを
腕から外している最中だったため、
ダイビングコンピューターを
海に落としてしまいました。

★この事故で支払われた保険金は 50,000円

ケガの補償



エントリー時、サンゴを踏まないよう
フィンを活かしたところバランスを崩し転倒。
右手で全身と器材の重みを受けたため、
手首を骨折してしまい、23日間通院しました。

★この事故で支払われた保険金は
 通院保険金23,000円
 ※ダイバーズプランでの補償

携行品損害補償



ダイビング中、ハウジングが岩にぶつかり
留具が緩んでしまい、
カメラとレンズを水没させてしまいました。

★この事故で支払われた保険金は
 79,142円
 (自己負担額3,000円)

携行品損害補償

自転車で帰宅途中、
カバンをひったくられてしまいました。
中には財布、鍵、定期券が入っていました。

★この事故で支払われた保険金は
 49,830円
 (自己負担額3,000円)
 支払い対象となった品目：カバン、財布、現金、鍵、定期券

契約タイプと補償内容

携行品損害補償特約（時価額補償型）、通院保険金支払限度日数短縮特約（30日限度）、賠償事故の解決に関する特約、保険契約の自動継続に関する特約 等セット

保険期間 1年 / 2024年4月1日以降保険始期契約用

プラン		ダイバーズ		スーパーダイバーズ	
補償内容/保険金額					
職種級別 ^{※1}		A級職	B級職	A級職	B級職
保険料 (契約タイプ)	一時払	13,370円 (D34)	18,470円 (D35)	32,210円 (S34)	45,510円 (S35)
	月払	—		2,930円 (S74)	4,160円 (S75)

保険金額 (ご契約金額)	ケガの補償	死亡保険金	331.3万円	333.8万円	1,053万円
		後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約13.2万円 ~331.3万円	約13.3万円 ~333.8万円	約42.1万円 ~1,053万円
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	2,000円		5,000円	
	手術保険金 (1事故につき1回)	2万円・1万円 (入院中・入院中以外)		5万円・2.5万円 (入院中・入院中以外)	
	通院保険金日額 (1事故につき30日限度)	1,000円		2,000円	
	携行品損害補償 ^{※2} (自己負担額:3,000円)(保険期間を通じて)	20万円限度		50万円限度	
	個人賠償責任補償 ^{※2} (1事故につき)	1億円限度		1億円限度	
	レンタル用品賠償責任補償 ^{※2} (自己負担額:※3)(保険期間を通じて)	20万円限度		20万円限度	
	キャンセル費用補償 ^{※2} (自己負担額:※4)(保険期間を通じて)	40万円限度		50万円限度	
	救援者費用等補償 ^{※2} (保険期間を通じて)	200万円限度		200万円限度	

- ※1 このプランは保険の対象となる方の職種によって保険料が異なりますので、ご注意ください。
職種級別については下記〈職種級別表〉にてご確認ください。
- ※2 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはありません。
- ※3 自己負担額は1事故につき3,000円または損害賠償金額の20%相当額のいずれか高い額となります。
- ※4 自己負担額は1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%相当額のいずれか高い額となります。
- ※5 時価額*での補償となります。
- * 保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額

職種級別表	A級職	B級職
主な職業	教員、医療従事者、税理士、事務従事者、販売従事者、金属製造加工作業者、自動車整備・修理工、理容・美容師、調理師、家事従事者、学生 など	農林作業員、漁業作業員、バス運転手、タクシー運転手、貨物自動車運転者、建設作業員、土木作業員、製材工 など

ご注意事項

■ご契約にあたって

ご契約者（＝被保険者）の年齢が満18歳～満70歳の方のみご加入・ご継続いただけます。

死亡・後遺障害保険金額が、他にご契約されている同種の保険契約（共済を含みます）と合算して2,000万円を超える場合、取扱代理店に事前にご確認のうえ、お申込みください。

下記の職種の方は、この保険にご加入いただけません。

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、職業スポーツ家、オートテスター（テストライダー）、テストパイロット、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業者、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ピザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

■補償の重複について

「個人賠償責任補償特約」や「携行品損害補償特約（時価額補償型）」などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（この保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

■告知義務

ご契約者や被保険者には、お申込みの際に、危険に関する重要な事項のうち、引受保険会社が申込書の「告知事項」欄に記載いただくよう求めた事項（告知事項）に対し、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。主な告知事項は次のとおりですが、詳細は申込書にてご確認ください。

①被保険者の保険期間開始日における年齢 ②被保険者の職業・職務内容

③過去1年以内の傷害保険金請求・受領の有無

④同一の補償を提供する他の保険契約（共済を含みます。）へのご加入の有無。有の場合はその金額

引受保険会社では、主に「告知事項」欄に回答いただいた内容に基づいて、ご契約のお引受けが可能かを判断させていただいています。他のご契約者との公平性を保つため、回答いただいた内容によっては、新規・継続にかかわらず保険金額（保険のご契約金額）やセットする特約を変更いただく場合や、ご契約をお断りする場合があります。また、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったり事実と異なることを告げた場合には、「告知義務違反」として保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

■この保険の携行品損害補償特約（時価額補償型）について

重要事項説明書に記載の携行品損害補償特約（再調達価額補償型）とは補償の内容が異なりますのでご注意ください。詳しい補償内容については、このパンフレットのご契約概要をご確認ください。

■自動継続について

全てのプランに「保険契約の自動継続に関する特約」がセットされていますので、引受保険会社またはご契約者から特段の意思表示のないときには、満了日（保険期間の終了日）の内容と同一の内容で自動的にご契約を継続します。詳しくは、重要事項説明書をご覧ください。

■通知義務

ご契約後に以下の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので十分ご注意ください。

①被保険者（保険の対象となる方）の職業・職務内容が変更となる場合

②被保険者が新たに職業についた場合または職業をやめた場合

・変更後の職業・職務内容が次のいずれかの場合、引受保険会社はご契約者に通知し、ご契約を解除する場合があります。その場合、職業・職務の変更が生じたとき以降の事故に対しては、保険金をお支払いできません。また、既に保険金をお支払いしていたときは、その保険金を返還していただくことがありますのでご注意ください。

お引受可能な範囲を超える職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■事故が起きた場合

この保険の対象となるケガや損害を被った場合には、取扱代理店・扱者または引受保険会社まで事故の日からその日を含めて30日以内にご通知ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、事故の内容をご通知いただく際、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合などには、引受保険会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。賠償事故の場合、賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。被害者との間で損害賠償金額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。

ご契約概要

下記は、傷害総合保険の概要を説明したものです。詳細は保険の約款をご確認いただくか、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合 お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
ケガの補償	死亡保険金 ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	次の事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など) ●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
	後遺障害保険金 ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	
	手術保険金 ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]	
通院保険金 ケガにより通院(通院に準じた状態※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち30日限度※3) (※1) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 (※3) 「通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)」をセットしています。		
※ 携行品損害補償特約(時価額補償型)	被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額(*)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) (*) 保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注1) 携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●携帯電話・スマートフォンなどの移動体通信端末機器およびこれらの付属品 ●ノート型パソコン・タブレット型端末・電子辞書などの携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、自転車、オートバイ、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など (注2) 自己負担額(1事故につき3,000円)があります。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など
※ 個人賠償責任補償 示談交渉サービス付	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 (※) 電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2) この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任 など

用語のご説明

医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないことをいいます。 ・「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないことをいいます。 ・「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。	保険金	セットされた特約により補償されるケガまたは損害などが生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金額をいいます。
		保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
		保険料	ご契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合 お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
※ レンタル用品 賠償責任補償	<p>被保険者が自らが使用する目的で、レンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品の国内外における損壊または盗取につき、レンタル業者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害賠償金（保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） <p>(注1) レンタル用品に含まれない主な物は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具など <p>(注2) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。なお、損害賠償金は、レンタル用品の時価額を超えないものとします。</p> <p>(注3) 自己負担額（1事故につき3,000円または損害賠償金の20%相当額のいずれか高い方）があります。</p>	<p>次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職務の用に供されている間の損壊、盗取 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●次のような原因により生じた損壊、盗取 <ul style="list-style-type: none"> ①故意 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ④地震・噴火またはこれらによる津波 ⑤自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ⑥電気的事故、機械的事故 ⑦置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ⑧通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと ●レンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見された損壊・盗取に起因する損害賠償責任 <p>など</p>
※ キャンセル 費用補償	<p>被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族が死亡または入院（*）したことにより、被保険者が予約していた国内・海外旅行、演劇・音楽公演など特定のサービスを受けられなくなり、負担したキャンセル費用をお支払いします。</p> <p>（保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度）</p> <p>（*）死亡日または入院開始日を含めて31日以内（被保険者本人が亡くなった場合は死亡日以降）に提供されるサービスについてキャンセル費用を負担した場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 自己負担額（1事故につき1,000円またはキャンセル費用の額の20%相当額のいずれか高い方）があります。</p>	<p>次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●妊娠、出産、早産または流産による入院 ●予約日・提供日が確認できないサービス、または被保険者の職務遂行に関係するサービス ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 <p>など</p>
※ 救済者費用等 補償	<p>被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。</p> <p>（保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要ことが警察などによって確認された場合 ③被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 <p>お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ●現地までの救済者の往復交通費（2名分まで、かつ1往復分限度） ●救済者の宿泊料（2名分まで、かつ1名につき14日分限度） ●現地からの移送費用 ●救済者の渡航手續費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費（日本国外20万円、日本国内3万円限度） 	<p>次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●脳疾患、病気または心神喪失 ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●「保険金をお支払いする主な場合」③について、むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 <p>など</p>

※ 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額が実際のご負担額または損害の額を超えることはありません。

(注)「個人賠償責任補償特約」「レンタル用品賠償責任補償特約」における被保険者の範囲は、次のとおりとなります。

- ① 本人
- ② 本人の親権者
- ③ 本人の配偶者
- ④ ①から③までの同居の親族
- ⑤ ①から③までの別居の未婚の子
- ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。ご契約前に、重要事項説明書を必ずご覧ください。

●この保険の携行品損害補償特約（時価額補償型）は重要事項説明書に記載の携行品損害補償特約（再調達価額補償型）とは補償の内容が異なりますのでご注意ください。

●引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

【引受保険会社】

AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL：03-5401-3660

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

(D - 007127 2025-03)



お問合せ・お申込みは



〒181-0013
東京都三鷹市下連雀5-8-1
シティコートC

【取扱代理店】

株式会社遠井保険事務所

通話料無料：0120-101-343

受付時間：午前9時～午後5時まで

（土・日・祝日・年末年始を除く）